

袋井市との遺贈に関する協定の締結について

浜松いわた信用金庫（理事長 高柳 裕久、以下「当金庫」）では、袋井市（市長 大場 規之様）と、遺贈による袋井市への寄附を希望する方（以下「希望者」）の相談や手続きを連携して支援していくため、遺贈に関する協定の締結ならびに締結式を行いました。

当金庫における遺贈に関する協定の締結は、今回で5例目となります。

※協定締結先（4先）：浜松市、浜松医科大学、磐田市、静岡文化芸術大学

記

1. 締結式概要

【日程】 2025年10月30日（木）

【会場】 袋井市役所

【参加者】 袋井市長 大場 規之 様
当金庫 理事長 高柳 裕久 他



2. 遺贈寄附とは

生前に作成した遺言書などにより、遺産を自治体や団体などに寄附することをいい、ゆかりのある自治体などへの寄附を通じて、最期に残った財産を、想いとともに未来へ託すことができる社会貢献の方法です。

3. 寄付金の使い道について

寄付金は袋井市のまちづくりのための様々な事業に活用されます。

<寄付金の使い道の一例>

- ・ 子育て、教育
- ・ 福祉、健康
- ・ 産業、経済
- ・ 防災、安全
- ・ 都市、環境
- ・ 文化、生涯学習
- 他



4. 協定の概要（遺贈寄附の流れ）

- 袋井市は、希望者からの申し出を受けて、遺贈に関する相談窓口として当金庫を紹介します。
- 希望者が当金庫の営業店等に、袋井市への遺贈寄附について相談します（相談は1人1回無料）。
- 当金庫の営業店職員が希望者に、当金庫の協力提携先である一般社団法人はままつ資産承継相談所（以下「相談所」）を紹介します。
- 希望者が相談所に袋井市への遺贈寄附について相談、相談所が遺言信託を案内します。

【遺贈寄附の流れ】 ※イメージ



【取扱開始日】 2025年10月30日（木）

以上

【本件に関するお問合せ先】

ソリューション支援部 パーソナルサポート課 曽布川・藤田・杉山
TEL 053-450-3310（平日 9:00～17:00）

